

## 丹波篠山市税条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、一部を除いて4月1日から施行されることとなったので、専決第1号により丹波篠山市税条例の一部改正を行いました。

## 2 改正の概要

## I. 個人住民税関係

改正概要	該当条項
(1) 公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備 (受託者の対象の拡大等により、公益信託に寄附を行う個人・法人に対する税制上の措置を講じるもの)	第34条の7①
(2) 職権による減免を可能とする規定の追加	第51条
(3) 能登半島地震災害に係る雑損控除等特例の新設 (雑損控除を令和6年度の住民税に適用可能とするもの)	附則第5条の2、附則第6条
(4) 令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設（説明資料2/2参照）	附則第7条の5～8、附則第8条、附則第16条の3③、附則第16条の4③、附則第17条③、附則第18条⑤、附則第19条②、附則第20条②、附則第20条の2②⑤、附則第20条の3②⑤
(5) その他 規定の削除	附則第4条の2

## II. 固定資産税関係

改正概要	該当条項
(1) 職権による減免を可能とする規定の追加	第71条
(2) 特定バイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の新設	附則第10条の2
(3) 認定長期優良住宅に係る特例の適用に関する規定の新設	附則第10条の3
(4) 土地に係る負担調整措置等の期間延長（令和8年まで）	附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第14条、第15条
(5) その他 法律改正に伴うもの	第56条

### Ⅲ. その他

改正概要	該当条項
(1)職権による減免を可能とする規定の追加	第139条の3

#### 定額減税

〔令和6年4月1日施行〕

- 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。
  - ※ 納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。
  - ※ 定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填する。
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。



- ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とする。

※住民税、所得税で控除しきれない額がある場合は、別に調整給付金として追加給付予定

### 3 施行期日（改正条項）

- (1) 令和6年4月1日（下記の条項以外）
- (2) 令和7年4月1日 第56条
- (3) 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日  
第34条の7①、附則第4条の2